

令和2年度 事業計画

令和2年度小松島市土地開発公社の事業計画は、次のとおり定める。

区 分	事業計画内容	予定額（千円）
公有地取得事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用地、公共用地</li> </ul> 小松島市と協議のうえ、適宜行うことができる。	80,000
合 計		80,000

## 令和2年度 小松島市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和2年度小松島市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	事業収益	303,510 千円
第1項	公有地取得事業収益	303,510 千円
第2款	事業外収益	1 千円
第1項	受取利息	1 千円
収入合計		303,511 千円
支		出
第1款	事業原価	297,575 千円
第1項	公有地取得事業原価	297,575 千円
第2款	販売費及び一般管理費	149 千円
第1項	販売費及び一般管理費	149 千円
第3款	事業外費用	6 千円
第1項	支払利息	6 千円
支出合計		297,730 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,829千円は損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	80,000千円
第1項	長期借入金	80,000千円
	収入合計	80,000千円
支		出
第1款	資本的支出	226,829千円
第1項	公有地取得事業費	80,829千円
第2項	長期借入金償還金	146,000千円
	支出合計	226,829千円

(長期借入金)

第4条 長期借入金の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	限度額	方法	利率	償還の方法
公用地、公共用地取得事業資金に充てる。	80,000千円	手形、証書等の借入とする。	年利5%以内	据置期間を含め10年以内に償還する。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予算の流用)

第6条 支出予算の各項の予定額は、これを交互に流用できるものとする。